

「もんじゅ」の廃止措置に伴う原子炉施設保安規定の主な変更点

1. 敦賀地区における組織体制の変更

「もんじゅ」の廃止措置を安全かつ着実に実施するため、平成30年4月1日に、敦賀地区において「敦賀廃止措置実証本部」を設置し、「もんじゅ」「ふげん」を含めた体制として「敦賀廃止措置実証部門」を構築する。また、実証本部の体制に合わせて「もんじゅ」の現場体制の見直しを行う。

2. 原子炉の運転に関する規定の削除

原子炉起動前の確認事項や運転上の制限など、原子炉の運転管理に関する規定を削除

3. 廃止措置の実施に関する規定の追加

新たに原子炉への燃料の装荷や制御棒の操作を行わないなど、原子炉の運転停止に関する恒久的な措置を規定

以上